

別冊 様式及び記入例

(1)	認可申請書	2
(2)	認可申請する旨を総会で議決したことを証する書類	4
(3)	構成員名簿	8
(4)	町内会の沿革	10
(5)	代表者就任承諾書	12
(6)	裁判所による代表者の職務執行停止等について	14
(7)	地縁による団体証明書交付請求書	16
(8)	認可地縁団体印鑑登録申請書	18
(9)	認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	20
(10)	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	22
(11)	告示事項変更届出書	24
(12)	告示事項に変更があった旨を証する書類（新会長選出の場合）	26
(13)	規約変更認可申請書	28
(14)	規約変更の内容及び理由を記載した書類	30
(15)	規約に変更があった旨を証する書類	32
(16)	財産目録	34
(17)	規約例及び規約作成上の留意事項	35
(18)	所有不動産の登記移転等に係る公告申請に係る書類	44
(19)	解散届出書	50
(20)	清算結了届出書	51

年 月 日

岡 山 市 長 様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請日を記入してください。

岡 山 市 長 様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 岡山市●区■町▲▲番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 岡山市●区▲▲町■番地

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

※認可申請する旨を総会で議決したことを証する書類の例

_____ (定期・臨時) 総会議事録

- 1 日 時 _____年____月____日(____曜日)_____時から
2 場 所 _____
3 出席者 構成員_____名中_____名(構成員名簿による)
(委任状提出_____名を含む)

定刻にいたり、規約第_____条の規定により_____が議長となり、規約第_____条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員2名を選出して議事に入った。

会 員 _____
会 員 _____

4 議 案

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定による町内会法人化に関する認可申請について
(2) 規約の制定(決定)について
(3) 構成員の確定について
(4) 町内会長等役員の選出について
(5) 保有資産の確定について
(6) ○○○○○○
(7) ○○○○○○
(8) その他

5 議 事

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定による町内会法人化に関する認可申請について

- (2) 規約の制定(決定)について

- (3) 構成員の確定について

(4) 町内会長等役員の選出について

(5) 保有資産の確定について

(6) ○○○○○○

(7) ○○○○○○

(8) その他

_____年_____月_____日

議長

(署名又は記名押印)

議事録署名人

(署名又は記名押印)

議事録署名人

(署名又は記名押印)

この議事録謄本は、原本と相違ありません。

_____年_____月_____日

_____ (定期・臨時) 総会

議長

(署名又は記名押印)

議事録署名人

(署名又は記名押印)

議事録署名人

(署名又は記名押印)

※ 枠内の文章は議事録の写しを作成する際に追記してください

※認可申請する旨を総会で議決したことを証する書類の例

〇〇町内会

(定期・臨時) 総会議事録

- 1 日時 令和 〇年 〇月 〇日(〇曜日) 〇時から
 2 場所 〇〇町内会集会所
 3 出席者 構成員 495 名中 453 名(構成員名簿による)
 (委任状提出 419 名を含む)

定刻にいたり、規約第 18 条の規定により 〇〇 〇〇 が議長となり、規約第 19 条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員 〇名を選出して議事に入った。

貴町内会の規約の条数を記入してください。

員 〇〇 △△
 員 △△ □□

4 議案

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定による町内会法人化に関する認可申請について
 (2) 規約の制定(決定)について
 (3) 構成員の確定について
 (4) 町内会長等役員を選出について
 (5) 保有資産の確定について
 (6) 〇〇〇〇〇〇
 (7) 〇〇〇〇〇〇
 (8) その他

5 議事

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定による町内会法人化に関する認可申請について

法人化に関する設立趣旨及び内容について説明の後、質疑に入る。(質疑内容記載)
 採決の結果、法人化については、異議なく、全会一致で承認された。

質疑や意見の内容、議案の賛否票数(全会一致、過半数、4分の3以上など)を具体的に記入してください。

- (2) 規約の制定(決定)について

規約の制定について説明の後、質疑に入る。(質疑内容記載)

採決の結果、規約の制定については、異議なく、全会一致で承認された。

- (3) 構成員の確定について

町内会会員の人数等について説明の後、質疑に入る。(質疑内容記載)

採決の結果、構成員の確定については、異議なく、全会一致で承認された。

(4) 町内会長等役員の選出について

町内会長等役員の選出について説明の後、質疑に入る。(質疑内容記載)

採決の結果、町内会長等役員の選出については、会長に□□□□氏、副会長に
・(選出された役員を記載)・・ を選出、全会一致で承認された

(5) 保有資産の確定について

町内会保有資産について説明の後、質疑に入る。(質疑内容記載)

採決の結果、保有資産の確定については、異議なく、全会一致で承認された。

(6) ○○○○○○

(7) ○○○○○○

(8) その他

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

規約に「議事録には、議長及び議事録署名人の署名押印を要す」など定めている場合は、規約の定めに従い作成して下さい。

議長 ○○ ○○
(署名又は記名押印)

議事録署名人 ○○ △△
(署名又は記名押印)

議事録署名人 △△ □□
(署名又は記名押印)

この議事録謄本は、原本と相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○○町内会

定期・臨時) 総会

議長 ○○ ○○
(署名又は記名押印)

議事録署名人 ○○ △△
(署名又は記名押印)

議事録署名人 △△ □□
(署名又は記名押印)

※ 枠内の文章は議事録の写しを作成する際に追記してください

※構成員名簿の例

構 成 員 名 簿

_____ No.

	氏 名	住 所		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
			小 計	累 計

※構成員名簿の例

構 成 員 名 簿

〇〇町内会 No. 2

	氏 名	住 所				
1	〇〇 〇〇	岡山市●区▲▲町■▲▲番地				
2	〇〇 ▲▲	岡山市●区■▲▲町■▲▲番地				
3	△△ □□	岡山市●区▲▲町▲■▲番地				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20	↓	↓				
		<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">小 計</td> <td style="width: 50px; text-align: center;">累 計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> </table>	小 計	累 計	20	40
小 計	累 計					
20	40					

※地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類の例

_____の沿革

1 町内会の沿革

年 月	町内会設立
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

2 町内会の規模

区 分	町内会区域内 世帯数・人口	左のうち町内会 への加入状況	加入率
世 帯 数	世帯	世帯	%
人 口	人	人	%

3 そ の 他

.....

.....

.....

.....

.....

※地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類の例

〇〇町内会 の沿革

1 町内会の沿革

昭和〇年 月	町内会設立
昭和〇年 月	町内会結成20周年記念行事開催
平成〇年〇月	町内会集会所 竣工
平成〇年〇月	自主防災会を組織
平成〇年〇月	町内会結成50周年記念式典開催
令和〇年〇月	法人認可申請
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

2 町内会の規模

概数で構いませんので、わかる範囲で記入してください。

区 分	町内会区域内 世帯数・人口	左のうち町内会 への加入状況	加入率
世 帯 数	205 世帯	188 世帯	91.7 %
人 口	521 人	495 人	95.0 %

3 そ の 他

その他、特記すべき事項があれば記入してください。

.....

.....

.....

.....

.....

※申請者が代表者であることを証する書類の例

代 表 者 就 任 承 諾 書

_____の代表者に就任することを承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

_____会員 各位

※申請者が代表者であることを証する書類の例

代表者就任承諾書

〇〇町内会 の代表者に就任することを承諾します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

議決した総会の開催日を
記入してください。

住 所 岡山市●区▲▲町■番地

氏 名 〇〇 〇〇

(署名又は記名押印)

〇〇町内会 会員 各位

年 月 日

裁判所による代表者の職務執行停止等について

団体名 _____ 町内会

代表者氏名 _____
(署名又は記名押印)

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 住所 _____

氏名 _____

(2) 無

3 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名 _____

住所 _____

(2) 無

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

裁判所による代表者の職務執行停止等について

団体名 _____ ○○ _____ 町内会

代表者氏名 _____ ○○ ○○ _____
(署名又は記名押印)

1 裁判所による代表者の職務執行停止の有無

- (1) 有
- (2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無

- (1) 有 職務代行者選任有りの場合
- 職務代行者 住所 _____ 岡山市●区■▲町■▲番地
- 氏名 _____ ○○ △△
- (2) 無

3 代理人の有無

- (1) 有 代理人有りの場合
- 代理人 氏名 _____ 岡山市●区▲■町▲■番地
- 住所 _____ △△ □□
- (2) 無

本様式は1から3のうちいずれかに該当がある場合に提出してください。
※該当がない場合は提出不要です。

- ・1及び2は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申し立ての目的を達成するために行う処分です。
- ・3は法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

地縁による団体証明書交付請求書

年 月 日

岡 山 市 長 様

請求者 住所

氏名

(署名又は記名押印)

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定に基づき、下記団体に係る告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

2 請求部部数 _____ 通

交 付 番 号		発 行 年 月 日	手 数 料 (1 通 300 円)	
第 号		年 月 日	円	
課 長	課 長 補 佐	課 員		取 扱 者

地縁による団体証明書交付請求書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡 山 市 長 様

請求者 住所 岡山市●区▲▲町■●番地
氏名 ○○ ○○
(署名又は記名押印)

地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定に基づき、下記団体に係る告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

団体の名称 ○○町内会
事務所の所在地 岡山市●区■●町▲▲番地

2 請求部部数 1 通

交付番号		発行年月日	手数料(1通300円)
第 号		年 月 日	円
課長	課長補佐	課員	取扱者

認可地縁団体印鑑登録申請書

岡 山 市 長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	岡山市町内会	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	岡山市北区大供1-1-1	
	資格 (代表者) 氏名 岡山 太郎	生 年 月 日 明治 大正 昭和 27 年 4 月 1 日 平成	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 岡山市北区大供1-1-1

代理人 氏名 岡山 太郎



(注意事項)

- 1 この申請は代表者が自ら手続きしてください。ただし、地方自治法第260条の8に基づき代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面により、当該代理人等が手続きできます。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には岡山市において登録されている個人の印鑑証明を添付のうえ、個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

岡 山 市 長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	岡山市町内会	
	認可地縁団体の事務所の所在地	岡山市北区大供1-1-1	
	資格 (代表者) 氏名 岡山 太郎	生 年 月 日 明治 大正 昭和 27 年 4 月 1 日 平成	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所 岡山市北区大供1-1-1

代理人 氏名 岡山 太郎 

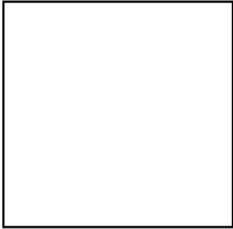
(注意事項)

- 1 この申請は代表者が自ら手続きしてください。ただし、地方自治法第260条の8に基づき代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面により、当該代理人等が手続きできます。
- 2 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、岡山市において登録されている個人の印鑑証明を添付のうえ、個人の印鑑を押印してください。
- 3 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

岡 山 市 長 殿

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の 事務所の所在地		
	資格 () 氏名 印	生 年 月 日 明治 大正 昭和 年 月 日 平成	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名 印

(本人確認の方法： 免許証 () ・ その他 ())

(注意事項)

- この申請は代表者が自ら手続きしてください。ただし、地方自治法第260条の8に基づき代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面により、当該代理人等が手続きできます。
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

岡山市長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

<p>登録されている 認可地縁団体印鑑</p> 	認可地縁団体の名称	岡山市町内会
	認可地縁団体の 事務所の所在地	岡山市北区大供1-1-1
	<p>資格 (代表者)</p> <p>氏名</p> <p>岡山 太郎</p> 	<p>生年月日</p> <p>明治</p> <p>大正</p> <p>昭和 27 年 4 月 1 日</p> <p>平成</p>

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 岡山市北区大供1-1-1

代理人 氏名 岡山 太郎 

(本人確認の方法： 免許証 () ・ その他 ())

(注意事項)

1 この申請は代表者が自ら手続きしてください。ただし、地方自治法第260条の8に基づき代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面により、当該代理人等が手続きできます。

2 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

年 月 日

岡 山 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更年月日
- 3 変更理由

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出日を記入し
てください。

岡 山 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 岡山市●区■町▲▲番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 □□ △△

住 所 岡山市●区■町▲▲番地

生年月日 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

電話番号 ●●● - ■■■ - ▲▲▲▲

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者 変更前 岡山市●区▲▲町■番地 ○○ ○○
 変更後 岡山市●区■町▲▲番地 □□ △△

2 変更年月日

令和○年○月○日

決議をした総会の開催日
を記入してください。

3 変更理由

任期満了により、新しい代表者を選出したため。

※告示事項に変更があった旨を証する書類（新会長選出の場合）の例

_____（定期・臨時）総会議事録（抄）

- 1 日 時 _____年____月____日（____曜日）_____時から
2 場 所 _____
3 出席者 構成員_____名中_____名（構成員名簿による）
 （委任状提出_____名を含む）

定刻にいたり、規約第_____条の規定により_____が議長となり、規約第_____条に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員2名を選出して議事に入った。

会 員 _____
会 員 _____

- 4 議 案
（1）町内会長の選出について
 _____その他の議題 省略_____
5 議案の経過の概要及びその結果
（1）町内会長の選出について

_____その他の議題 省略_____

この議事録抄本は、原本と相違ありません。

_____年____月____日

_____（定期・臨時）総会

議長 _____
 （署名又は記名押印）

議事録署名人 _____
 （署名又は記名押印）

議事録署名人 _____
 （署名又は記名押印）

※告示事項に変更があった旨を証する書類（新会長選出の場合）の例

〇〇町内会

(定期・臨時) 総会議事録 (抄)

- 1 日時 令和 〇 年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 〇 時から
- 2 場所 〇〇町内会集会所
- 3 出席者 構成員 495 名中 453 名 (構成員名簿による)
(委任状提出 419 名を含む)

定刻にいたり、規約第 18 条の規定により 〇〇 〇〇 が議長となり、規約第 19 条に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員 〇〇 名を選出して議事に入った。

貴町内会の規約の条数を記入してください。

会 員 〇〇 △△
会 員 △△ □□

- 4 議案
(1) 町内会長の選出について
——その他の議題 省略——

町内会長の選出を事例としておりますが、他の告示事項変更の場合は、随時修正してください。

- 5 議案の経過の概要及びその結果
(1) 町内会長の選出について

町内会長の選出について説明の後、質疑に入る。(質疑内容記載)

採決の結果、町内会長の選出については、会長に□□□□氏を選出、全会一致で承認された。

——その他の議題 省略——

質疑や意見の内容、議案の賛否票数(全会一致、過半数、4分の3以上など)を具体的に記入してください。

この議事録抄本は、原本と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

〇〇町内会

(定期・臨時) 総会

規約に「議事録には、議長及び議事録署名人の署名押印を要す」など定めている場合は、規約の定めに従い作成して下さい。

議長 〇〇 〇〇
(署名又は記名押印)

議事録署名人 〇〇 △△
(署名又は記名押印)

議事録署名人 △△ □□
(署名又は記名押印)

年 月 日

岡 山 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約を変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別 添 書 類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出日を記入し
てください。

岡 山 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 岡山市●区■町▲▲番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 岡山市●区▲▲町■番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約を変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別 添 書 類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

※規約変更の内容及び理由を記載した書類の例

名 称 _____

現行規約（変更前）	変更後	変更理由

※規約に変更があった旨を証する書類の例

_____ (定期・臨時) 総会議事録 (抄)

- 1 日 時 _____年____月____日(____曜日)_____時から
2 場 所 _____
3 出席者 構成員_____名中_____名(構成員名簿による)
(委任状提出_____名を含む)

定刻にいたり、規約第_____条の規定により_____が議長となり、規約第_____条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員2名を選出して議事に入った。

会 員 _____
会 員 _____

- 4 議 案
(1) 規約の変更について
——その他の議題 省略——
5 議案の経過の概要及びその結果
(1) 規約の変更について

——その他の議題 省略——

この議事録抄本は、原本と相違ありません。
_____年____月____日

_____ (定期・臨時) 総会

議長 _____
(署名又は記名押印)

議事録署名人 _____
(署名又は記名押印)

議事録署名人 _____
(署名又は記名押印)

※規約に変更があった旨を証する書類の例

〇〇町内会 (定期・臨時) 総会議事録 (抄)

- 1 日時 令和 〇 年 〇 月 〇 日 (〇 曜日) 〇 時から
- 2 場所 〇〇町内会集会所
- 3 出席者 構成員 495 名中 453 名 (構成員名簿による)
(委任状提出 419 名を含む)

定刻にいたり、規約第 18 条の規定により 〇〇 〇〇 が議長となり、規約第 19 条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の会員 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 を選出して議事に入った。

貴町内会の規約の条数を記入してください。

会 員 〇〇 △△
会 員 △△ □□

- 4 議 案
 - (1) 規約の変更について
 - その他の議題 省略——

5 議案の経過の概要及びその結果

- (1) 規約の変更について

規約の変更について説明の後、質疑に入る。(質疑内容記載)

採決の結果、規約の変更については、異議なく、全会一致で承認された。

- その他の議題 省略——

質疑や意見の内容、議案の賛否票数(全会一致、過半数、4分の3以上など)を具体的に記入してください。

この議事録抄本は、原本と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

〇〇町内会

(定期・臨時) 総会

規約に「議事録には、議長及び議事録署名人の署名押印を要す」など定めている場合は、規約の定めに従い作成して下さい。

議長 〇〇 〇〇
(署名又は記名押印)

議事録署名人 〇〇 △△
(署名又は記名押印)

議事録署名人 △△ □□
(署名又は記名押印)

財産目録

年 月 日
 名 称 _____

区分	所在数量等	金額（評価額）	備考
(資産の分)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
○○銀行○○支店			
(3) 普通預金			
○○銀行○○支店			
2 未収会費			
○年度会費 ○名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車両運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 有価証券			
○分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の分)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
○○銀行○○支店			
負 債 合 計		B	
差引正味財産 (A - B)			

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成する。
 2 備考欄には、使用目的、寄附者その他を記入

※規約例及び規約作成上の留意事項

〇〇〇町内会規約

法第260条の2第3項に基づき、規約には「目的」「名称」「区域」「主たる事務所の所在地」「構成員の資格に関する事項」「代表者に関する事項」「会議に関する事項」「資産に関する事項」が定められていなければなりません。

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇

法第260条の2第2項第1号に基づき、「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載する必要があります。したがって、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

また、同条第1項に基づき、規約に定める目的の範囲内において、認可地縁団体が権利義務を有することとなりますので、地域的な共同活動の内容をできる限り具体的に定めることが望ましいと考えられます。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇〇〇町内会と称する。

他の法令において、名称独占規定がある場合を除くほか、特に制限はありません。「認可団体」、「地縁団体」等の冠辞を付ける必要はありません。

(区域)

第3条 本会の区域は、岡山市〇区〇〇町〇〇番地から〇〇番地までの区域とする。

法第260条の2第2項第2号に基づき、区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があります。このため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示も岡山市内のその他の住民にとって客観的に認識できるものであれば可能です。

法人として位置づけられる区域となりますので、従来活動してきた区域の現況を認識できるように明示してください。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。(又は、岡山市〇区〇町〇番地に置く)

事務所の所在地が、当該認可地縁団体の住所となります。所在地は特段の制約はなく、代表者の自宅でも集会施設の所在地でも差し支えありませんので、団体内部の利便を考慮の上、定めてください。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

法第260条の2第2項第3号に基づき、区域に住所を有するすべての個人が会員となることのできるものとする必要があります。したがって、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることはできません。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることのできる。」と定めて、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で参加することは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、(役員会又は細則)に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より(役員会又は細則)に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

法第260条の5に基づき、代表者（会長）は必ず1人を選任する必要があります。
また、法第260条の11に基づき、1人又は複数人の監事を置くことができます。

（役員を選任）

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

役員を選任は総会において行うことが適当です。
監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上、避ける必要があります。

（役員の職務）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

監事の職務については、法第260条の12に規定されており、次に掲げる職務を行うこととなります。

- ①財産の状況を監査すること。
- ②代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- ③財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。
- ④前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（役員任期）

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決できません。なお、規約の改正等、法で総会の専権事項とされているものについては、規約で他に委任することはできません。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前（少なくとも5日前）までに文書をもって通知しなければならない。

第3項における総会の招集の通知は、法第260条の15の規定に基づき、開催日の少なくとも5日前までに、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法（本事例では「文書をもって」）に従って、通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、その規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

法第260条の18の規定に基づき、各構成員の表決権は平等とされており、会員であれば、原則として1人1票の表決権を有することになります。また、第22条に定める書面若しくは電磁的方法による表決及び委任表決を行った会員についても、定足数及び議決に要する会員数に含めることになります。

ただし、従来から世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項については、会員の表決権を会員の所属する世帯の構成員数分の1票とすることができます。しかし、代表者や監事の選任、規約の変更、財産処分、解散等の重要事項については認められません。なお、この場合においても世帯内の会員の表決権を剥奪することはできません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か1人に表決権を委任することになります。この場合の規約例は次のとおりです。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○

(2) △△△△△△

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証する書類は、告示事項変更届や規約変更認可申請時の添付書類として必要となりますので、議事録を作成する必要があることを規約に定めることをお勧めします。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条、第23条の規定を準用する。
この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

認可地縁団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には困難な場合が多いことから、役員会において、実務上の執行に関する事項等を決定することが、運営上適当と考えられます。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上に議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

資産を管理し、経費を支弁することは、役員会の定める方法により、会長が行うことが適当ですが、不動産等の認可地縁団体の運営上重要な固定資産の処分は総会の議決を要する必要があります。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

事業計画及び予算の議決は第1項のとおり、毎会計年度開始前が原則ですが、第34条に規定する「事業報告及び決算」は毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けることとなります。この場合、通常総会を年2回行うことが必要となりますが、実際には通常総会は年度終了後3月以内に1回行うことが多いため、本条第2項のように定めておくことが実務上適当です。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

財産目録(様式及び記入例34ページ参照)は、法第260条の4の規定に基づき、認可を受けるとき及び毎事業年度終了(事業年度を規定していない場合は1月から3月までの間)のときに作成する必要があります。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、岡山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約の変更は、法第260条の3の規定に基づき、総会の専権事項となっており、また、岡山市長の認可を受けなければ、その効力が生じないこととされております。したがって、総会において、規約変更の議決をただけでは、その効力は生じませんので、岡山市への規約変更認可申請書の提出が必要となります。なお、規約の変更をする際には、事前に各区役所総務・地域振興課へご相談ください。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

解散は、法第260条の20及び21の規定に基づくものであり、次に掲げる事由により、解散することになります。

- ①規約で定めた解散事由の発生
- ②破産手続開始の決定
- ③認可の取消し
- ④総会の決議
- ⑤構成員が欠けたこと。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、(役員会又は会長)が別に定める。

附則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

年 月 日

岡 山 市 長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

「申請不動産に関する事項」の記載要領

○ 申請不動産に関する事項

・ 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇町内会集会所	〇〇. 〇〇㎡	所在：岡山市●区■町▲番地 家屋番号：●番

・ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	〇〇. 〇〇㎡	岡山市●区■町▲番地

・ 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

① 〇〇町内会集会所

岡山市●区■町▲番地 〇〇 〇〇

② 宅地

岡山市●区■町▲番地 〇〇 △△

【建物について】

- 名称…〇〇町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。
そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第113条第1項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第80条第1項）
- 延床面積…不動産登記規則第115条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。
（注）不動産登記規則第115条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第44条第1項第1号）及び家屋番号（同項第2号）まで記載すること。

【土地について】

- 地目…不動産登記規則第99条に定める区分により定めるものとすること。
（注）不動産登記規則第99条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、野原、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積…不動産登記規則第100条に定める「地積」と同一とすること。
（注）不動産登記規則第100条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第34条第1項第2号）まで記載すること。

申請日を記入してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

岡 山 市 長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所在地 岡山市●区■町▲▲番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

住 所 岡山市●区▲▲町■番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
<p>・ 申請不動産に関する事項の記載要領を参照して記載してください。 ・ 複数で記載しきれないときは別紙のとおりとし、別紙を添付してください。</p>		
地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は

住

・ 表題部所有者または所有権の登記名義人すべてを記載してください。
 ・ 複数で記載しきれないときは別紙のとおりとし、別紙を添付してください。

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

岡 山 市 長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（)

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

参考資料

地方自治法第260条の46第1項第1号及び第2号に規定する 疎明資料の入手が困難な場合の理由書の記載例

地方自治法第260条の46第1項第1号及び第2号に規定する疎明資料は、固定資産税が非課税であること等により添付できませんが、上記の不動産については、認可地縁団体として認可される以前から、〇〇町内会が所有の意思を持って使用していたことは間違いありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

岡山市●区▲▲町■番地

〇〇町内会 肩書 〇〇 〇〇

※ 署名又は記名押印

年 月 日

岡 山 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

解 散 届 出 書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、解散することになったので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1 名 称

2 区 域

3 主たる事務所の所在地

4 清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

5 解散事由

6 解散年月日

令和 年 月 日

年 月 日

岡 山 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

清 算 結 了 届 出 書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1 清算終了年月日

令和 年 月 日